様式第２
第１表

回線数記録
都道府県別回線数

年度末現在			
都道府県	［略］	事務用光ＩＰ電話チャネル数	ワイヤレス固定電話回線数

［注１～３　略］
［第２表～第６表　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 **第六条**　［略］ ［２　略］ ３　第一項の加入電話・メタルＩＰ電話接続機能の接続料の算定においては、ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備の数及び当該端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の通信量等を、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額の算定にあってはアナログ電話に係る通信量等に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額の算定にあってはメタルＩＰ電話に係る通信量等にそれぞれ合算したものを用いるものとする。	**附　則** **第六条**　［同上］ ［２　同上］ ［新設］

様式第２
第１表

回線数記録
都道府県別回線数

年度末現在		
都道府県	［同左］	事務用光ＩＰ電話チャネル数

［注１～３　同左］
［第２表～第６表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　第二条中第一種指定電気通信設備接続料規則別表第二の二及び別表第四の三の改正規定　令和五年四月一日